

■ 下関市の保育料(平成29年度)

(1) 要保護者等世帯(ひとり親世帯や障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯)

階層区分		1号認定子ども (3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考	標準時間		短時間		備考	標準時間		短時間		備考	
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		
B1	市民税非課税世帯	0	0	い同一生計を計るカウント	0	0	0	0	い同一生計を計るカウント	0	0	0	0	い同一生計を計るカウント	
C1	市民税所得割非課税(均等割のみ課税)	0	0		4,400	0	4,400	0		6,000	0	6,000	0		
D1	割市課税額所得	48,600円未満	1,600		0	4,400	0	4,400		0	6,000	0	6,000		0
D3		58,800円未満	1,600		0	4,400	0	4,400		0	6,000	0	6,000		0
D5		77,101円未満	1,600		0	4,400	0	4,400		0	6,000	0	6,000		0

(2) その他の世帯

階層区分		1号認定子ども (3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考	標準時間		短時間		備考	標準時間		短時間		備考	
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		
A	生活保護世帯	0	0	全同一生計を計るカウント	0	0	0	0	い同一生計を計るカウント	0	0	0	0	い同一生計を計るカウント	
B2	市民税非課税世帯	1,600	0		4,400	0	4,400	0		6,000	0	6,000	0		
C2	市民税所得割非課税(均等割のみ課税)	2,800	0		10,600	5,300	10,400	5,200		13,600	6,800	13,400	6,700		
D2	割市課税額所得	48,600円未満	5,900		2,950	11,800	5,900	11,600		5,800	15,600	7,800	15,400		7,700
D4		57,700円未満	9,200		4,600	18,100	9,050	17,800		8,900	20,200	10,100	19,900		9,950
D4		58,800円未満	9,200	4,600	18,100	9,050	17,800	8,900	20,200	10,100	19,900	9,950			
D6	77,101円未満	12,600	6,300	22,400	11,200	22,000	11,000	24,900	12,450	24,500	12,250				
D7	市民税所得割課税額	97,000円未満	14,800	7,400	25,200	12,600	24,800	12,400	28,000	14,000	27,600	13,800			
D8		108,600円未満	16,200	8,100	26,900	13,450	26,500	13,250	32,600	16,300	32,100	16,050			
D9		169,000円未満	16,200	8,100	26,900	13,450	26,500	13,250	40,000	20,000	39,400	19,700			
D10		211,201円未満	16,200	8,100	26,900	13,450	26,500	13,250	43,600	21,800	42,900	21,450			
D11		230,100円未満	18,200	9,100	26,900	13,450	26,500	13,250	45,400	22,700	44,700	22,350			
D12		301,000円未満	18,200	9,100	26,900	13,450	26,500	13,250	55,000	27,500	54,100	27,050			
D13		397,000円未満	18,200	9,100	26,900	13,450	26,500	13,250	59,400	29,700	58,500	29,250			
D14		397,000円以上	18,200	9,100	26,900	13,450	26,500	13,250	78,000	39,000	76,800	38,400			

- 対象となる子どもが第3子以降に該当する場合、保育料は「無料」となります。
- 対象となる子どもが第何子に該当するかは、認定区分や階層によってきょうだいのカウントの仕方が異なりますので備考欄をご確認ください。
- 下関市の独自軽減策である、第2子保育料軽減事業や多子世帯応援保育料等軽減事業(第3子軽減)の条件に該当する場合はさらに軽減されます。下の表をご覧ください。
- 3号認定子どもの場合、満3歳で2号認定子どもに変更となりますが、その年度中は3号認定の保育料が適用されます。
- 同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、祖父母等の課税額を含めて階層が決定されます。
- 市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除前の金額です。
- 1号認定保育料には給食(材料)費を含みません。2号認定保育料には給食の副食(材料)費を、3号認定保育料には給食(材料)費を含みます。
- 「保育標準時間」とは、最長11時間の施設の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の施設の利用時間の子どもが対象です。
- 8月分までの保育料は前年度の市民税額、9月分以降の保育料は当該年度の市民税額により決定されます。
- この保育料の他、各園において、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。詳しくは各園にお問い合わせください。
- 新制度に移行していない従来型の私立幼稚園の保育料は、上記の表によらず各幼稚園が定める金額となります。詳しくは各園にお問い合わせください。
- 新制度に移行した園の保育料は、施設種別(保育園、こども園、幼稚園)や運営主体(公立、私立)を問わず、上記の表の金額となります。

■ 第2子保育料軽減事業

対象児童が世帯の小学校3年生以下の子どものうち第2子に該当する場合は、次の率を掛けた金額となります。(注:多子世帯応援保育料等軽減事業に該当する場合は適用されません。)

階層区分		1号認定子ども (3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考	標準時間		短時間		備考	標準時間		短時間		備考	
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		
D4 D6 D7	割市課税額所得	57,700円以上 97,000円未満			1号認定については、上記(1)(2)において第2子以降となるため、無料~半額	1/2		1/2		他の階層区分の場合は上記(1)(2)において第2子以降となるため無料~半額	1/2		1/2		他の階層区分の場合は上記(1)(2)において第2子以降となるため無料~半額
D8 以上		97,000円以上				3/4		3/4			1/2		1/2		

■ 多子世帯応援保育料等軽減事業(第3子軽減)

対象児童が世帯の20歳未満の子どものうち第3子以降に該当する場合は、次の率を掛けた金額となります。

階層区分		1号認定子ども (3歳以上児幼稚園タイプ)			2号認定子ども (3歳以上児保育園タイプ)				3号認定子ども (3歳未満児保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考	標準時間		短時間		備考	標準時間		短時間		備考	
区分	定義	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		第1子	第2子	第1子	第2子		
D4 D6	割市課税額所得	57,700円以上 77,101円未満			他の階層区分の場合は上記(1)(2)において第3子以降となるため無料	1/2	1/2	1/2	1/2	他の階層区分の場合は上記(1)(2)において第3子以降となるため無料	0	0	0	0	他の階層区分の場合は上記(1)(2)において第3子以降となるため無料
D7		77,101円以上 97,000円未満	1/2	1/2		1/2	1/2	0	0		1/2	1/2			
D8 以上		97,000円以上	3/4	3/4		3/4	3/4	1/2	1/2		1/2	1/2			